

災害時相互支援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）及び宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が協力し連携を図り、被災した地域の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）への社会福祉協議会としての専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう、その支援に関して必要な事項について定める。

(適用する災害等)

第2条 この協定を適用する災害の種類は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定義される災害とする。

2 前項に掲げる災害のほか、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた災害とする。

(相互支援の内容)

第3条 この協定を締結した市町村社協及び県社協は、次に掲げる事項について、相互に支援する。

(1) 被災直後における被災状況の把握、情報収集及び調査活動・発信に関すること。

(2) 被災地社協が必要とする活動に関すること。

2 前項に掲げる事項を実施するために必要な職員派遣については、県社協の会長（以下「県社協会長」という。）が別に定める。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づく支援を受けようとする被災地社協の会長（以下「被災地社協会長」という。）は、県社協会長に要請する。ただし、被災状況等を把握するための先遣活動に係る派遣については、県社協会長が決定する。

(支援の決定)

第5条 この協定に基づく相互支援の適否は、第4条に定める支援の要請に基づき、県社協会長が決定する。

2 市町村社協は、県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は、可能な限り支援・協力するものとする。

(支援の期間)

第6条 被災地社協への支援を行う期間については、被災地社協会長と県社協会長との協議の上、決定する。

(職員の養成及び確保)

第7条 市町村社協及び県社協は、この協定に基づく相互支援を円滑に行うために、災害時に備えて災害支援活動を的確に遂行できる職員の養成及び確保に努めるものとする。

(連絡調整)

第8条 市町村社協及び県社協は、平時においては連絡網・手段を確立するものとする。

2 県社協は、災害時において相互支援が円滑に行われるよう、連絡調整を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、災害支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議の運営については、災害支援連絡会議設置要綱に定める。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する費用は、原則として市町村社協及び県社協で負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、災害時相互支援協定実施細則に定め、実施細則にも定めのないことについては市町村社協と協議の上、県社協会長が別に定める。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成26年6月1日から効力を生じる。

この協定を証するため本書36通を作成し、各自記名押印の上、その1通を所持する。

平成26年6月1日